

11	米子市立町三丁目八四	赤井幸正
12	米子市灘町一丁目三七	吉木一堅
13	米子市上福原一〇八九	松田康一
14	米子市大谷町一三	永田康雄
15	米子市上福原四二二	八幡成惇
16	米子市大谷町無番地	松本達彦
17	米子市両三柳一七〇〇の二	藤原恭彦
18	米子市博労町一丁目五	瀬戸家栄
19	西伯郡淀江町中四二八	吉田芳夫
20	西伯郡淀江町西原四六〇	富田正一
21	西伯郡大山町赤松一一九七	椎木勝好
22	西伯郡伯仙町大字石洲府四四四	中本徹夫
23	西伯郡名和町大字豊成一一五六	近藤宗一
24	西伯郡名和町大字押平 松本貞次郎方	入江茂夫
25	西伯郡名和町大字渡道一二九九	梶村健作
26	境港市栄町一七六九	川崎守康
27	境港市松ヶ枝町九	杉山功久
28	日野郡溝口町古布四五五の一	安藤昭
29	西伯郡大山町豊房一六五八	小原昇
30	日野郡溝口町畑池三三八	河村勝
31	米子市祇園町二丁目二〇八の一	石畑熊雄
32	米子市両三柳三区二七一五	横山利暢

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可
 発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷局
 (定価一冊二百円(消費税を含む))

正 誤

昭和四十一年六月鳥取県告示第三百一号(指定施業要件指定予定の保安林について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁段 行 誤 正
 五下 土 (3) 間伐は、次のとおりと (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

十上 八 日野郡日南町(国有林) 日野郡日野町(国有林)
 〳〳 主伐 (1) 主伐は、択伐による。 (1) 主伐は、禁止する。
 (2) 主伐として伐採をする (2) 間伐は、次のとおりと
 ことができる立木は、日 野地域森林計画で定める
 標準伐期令以上のものと
 する。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

鳥取県公報

◇告 示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

告 示

鳥取県告示第四百十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ヒロプラズマ病検査、ひな白痢検査、豚丹毒予防注射、ニューカッスル病予防注射、肝てつ駆除のための投薬及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射、及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十一年八月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢、豚丹毒、ニューカッスル病及びヒロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 結核病検査及びブルセラ病検査

毎週火曜日及び金曜日発行
 (当日は、休日に当たるときは、その翌日)

- 4 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射 種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏
- 五 検査、注射、駆除及び投薬の方法
- 1 結核病検査、ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査、ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 肝てつ検査、皮内反応及び虫卵検査
- 4 ひな白痢検査、ひな白痢急速凝集反応
- 5 ニューカッスル病予防注射、ニューカッスル病予防液皮下注射
- 6 豚丹毒予防注射、豚丹毒予防液皮下注射
- 7 ヒロプラズマ病検査、血液塗抹検査
- 8 肝てつ駆除のための投薬、ピチオノール製剤投与
- 9 だに駆除、BHC散布

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 2 肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ヒロプラズマ病検査及びだに駆除
 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
 3 豚丹毒予防注射
 豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

別表

八月十七日	実施期日	溝口町	上代、下代、畑池検査場
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬	実施区域	実施場所	所
三十日	ビロプラズマ病検査及びびだに駆除		
八月十一日	実施期日	日南町	大草検査場
十二日		溝口町	岩立
十三日		日南町	福栄、大谷
十五日		江府町	宮市
十六日		日野町	板井原
十七日		日南町	細谷、茶屋
十八日		江府町	栗尾
二十二日			御机
二十三日			美用
二十四日		日南町	桑平山
二十五日			花口、東の原
二十六日			名谷
二十九日		江府町	下蚊屋
三十日		日南町	中秋
三十一日			大谷、大菅
十七日		倉吉市	富海
十八日		関金町	大河原
十九日		三朝町	大谷

二十日	豚丹毒予防注射	二部、三部、福居	
八月十五日	実施期日	船岡町	各豚舎巡回
十六日			
十七日		郡家町	
十八日			
十九日		河原町	
二十日		若松町	

三十一日	気高町	
三十日	鳥取市	
二十九日	国府町	
二十七日		
二十六日	鹿野町	
二十五日		
二十四日		
二十三日		
二十二日		
二十日		
十九日		
十八日		
十七日		
十六日		
十五日		
十三日	鳥取市	
十二日	鹿野町	
十一日	岩美町	
十日	鳥取市	
二十九日	東伯町	
二十七日	赤碓町	
二十六日		
二十五日		
二十四日	東伯町	

二十九日	河原町	
二十七日	船岡町	
二十六日	智頭町	
十七日		
十六日	若松町	
十三日	船岡町	
十二日		
十一日		
十日		
二十五日		
二十四日		
二十三日		
二十二日	智頭町	
二十日	船岡町	
十九日		
十八日	八東町	
八月十五日	淀江町	
八月八日		
七日		
六日		
五日		
三日	鳥取市	
二日		
九月一日		